

検討対象について各府省庁の回答(概要)

資料6

項目	1. 経済産業省	2. 国土交通省
(1) 検討対象業種	①製造業(自動車、情報通信機器、繊維、等) ②卸売・小売業 ③サービス業(情報サービス、広告業、等) 等	○建設業 元請事業者、下請事業者 ○貨物自動車運送事業 A:発荷主 —— 納品契約 —— C:着荷主 運送契約 B:貨物自動車運送事業者 運送契約 b:下請貨物自動車運送事業者 ※力関係は、C>A>B>b
(2) 検討対象取引	①下請取引 (製造、修理、情報成果物の作成、役務提供の委託) ②下請取引以外の商品取引、役務取引、等 ③コンビニ本部と加盟店等のフランチャイズ契約	○建設工事の請負 ①運送依頼(①B←A、②b←B、③b←b) ②運送依頼の下請(②b←B、③b←b) ③Cへ到着したBの労役の実態
(3) 調査事項	①政労使合意の浸透状況(価格転嫁、その他支援) ②取引単価の決め方 (為替変化、消費税、労務費の上昇等を踏まえた取引単価の変化) ③自社取引先(一次～四次下請以降)の取引適正化の把握の状況 ④今後の方針(原価低減要請の方針、価格引上げ要請があった場合の対処方針)	①消費税の転嫁状況、社会保険などの法定福利費や労災費の見積もり計上状況 ②賃金水準の引上げ状況 ③適正な手続きを経ない赤伝処理 (下請代金の支払時に諸費用を差し引くこと) ○主な課題は、契約の書面化、手待ち時間、等 A:発荷主(運賃交渉、契約の書面化、等) B(b):運送事業者(何次下請か、適正な運賃收受、契約の書面化、優越的地位の濫用の有無、等) C:着荷主(契約外作業の指示の有無、手待ち時間の発生や料金の支払、等)
(4) 既存の調査	①下請代金法の書面調査(27年度 親4.6万件発送) ②各地域の価格転嫁、賃上げの動向 (27年6月 地方経済産業局でヒアリング約200社) ③自動車ガイドライン・フォローアップ調査 (27年11月 受発注 計約800社回答) 補給品、価格転嫁、原価低減要請、等で課題あり ④小売:全コンビニ加盟店へのアンケート (平成26年9月～対象3万4千者)、独占禁止法関係	○下請取引等実態調査(毎年実施) (平成27年度は約1万4千社対象に調査実施。1月中にとりまとめ予定。) ・下請取引の適正化を図るための実態把握 ・法令違反に対する指導の端緒 ・元請一下請間のみならず、下請一下請間取引の状況も調査 ①トラック運送業における書面化に関するアンケート (平成27年2月:回答数1,069件) ②荷主庭先実態調査 (平成26年10月:回答数180件) ③取引実態調査(平成24年3月:回答数1,140件) ④トラック輸送の実態に関する調査 (平成23年9月:2,412件) ※関係団体実施分も含む
(5) その他検討結果	①三次下請、四次下請以下の取引上の弱い立場の事業者に対する問題事例の更なる把握 ②下請取引ガイドラインに基づく改善状況のフォローアップ(自動車産業は1月頃に改定予定)。 ③産業界に対する価格転嫁等の要請 ④中小企業の価格交渉力の強化支援 (下請かけこみ寺の機能拡充、等)	①建設業団体、地方公共団体等に対する技能労働者への適切な賃金水準の確保の依頼 ②建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底 ③駆け込みホットラインや建設業フォローアップ相談ダイヤルによる相談 ①トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会における取引環境の改善、長時間労働の抑制 ②経団連等、荷主団体を通じた要請 ③トラック運送業における各種ガイドライン取引推進ガイドライン(27年2月改訂) 燃料サーチャージ緊急ガイドライン(24年5月改訂) 書面化推進ガイドライン(26年1月策定)

項目	3. 厚生労働省	4. 警察庁	5. 総務省	6. 国税庁
(1) 検討対象業種	○貨物自動車運送事業（国土交通省と共同での取組）	○警備業	○放送業	①酒類製造業 ②酒類卸売業 ③酒類小売業
(2) 検討対象取引	○荷主と運送事業者の取引関係	○警備業務の委託	○放送コンテンツの製作取引	○酒類業者間の酒類の売買
(3) 調査事項	○トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細等の実態	○下請等に係る警備業務の実態、下請代金支払遅延等防止法の遵守状況等	○放送コンテンツの製作取引における優越的地位の濫用等の有無（例）契約の書面化、支払遅延等	○「酒類に関する公正な取引のための指針」に則していない取引（例）自己の都合による返品、過大なセンターフィー等の負担
(4) 既存の調査	○トラック輸送状況の実態調査（本年9月の1週間を対象期間として、トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間等の実態調査を実施。現在集計中。）	○警備業の概況に係る調査（警備業者数や検定の状況等警備業法の施行状況について年1回調査）	○「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」フォローアップ調査	「酒類の取引状況等実態調査」 ・全国約20万場のうち約1,300場
(5) その他検討結果	○上記実態調査結果が取りまとめ次第、中央・各都道府県の協議会（厚生労働省、国土交通省、トラック運送事業者、荷主等が参画）において荷主対策を検討予定。	なし	○番組製作会社向けにガイドライン説明会を実施	なし

項目	7. 農林水産省	8. 環境省	9. 公正取引委員会
(1) 検討対象業種	○食料品製造業 ○飲食料品卸売業 ○飲食料品小売業	○産業廃棄物処理業	対象業種の限定はない。
(2) 検討対象取引	○食品事業者間の食料品の売買	○産業廃棄物の排出事業者から 産業廃棄物処理業者への処理委託	○下請法 下請取引(製造, 修理, 情報成果物の作成, 役務提供の委託) ○独占禁止法(優越的地位の濫用) 取引上優越した地位にある事業者との取引
(3) 調査事項	○大規模小売店舗等による優越的地位の濫用の有無等	○顧客先からの値下げ要請	【物流特殊指定の書面調査】 荷主と元請物流事業者の間で継続的に行われる、物品の運送・保管の委託取引について、運賃又は保管料の減額、支払遅延、買ったたき、荷主による書面交付状況等を調査。
(4) 既存の調査	なし	○産業廃棄物処理業景況動向調査 ・四半期に一度 ・全国の産業廃棄物処理業者約1,100社 ・景況判断、経常利益率、経営上の問題点等を調査。	【下請法に基づく書面調査】 ・毎年1回。 ・H27は、親事業者約39,000名、下請事業者約214,000名を対象。 ・下請法における義務(書面交付義務等)及び禁止事項(下請代金の減額、支払遅延、返品、買ったたき等)を調査。
(5) その他検討結果	なし	○排出事業者に対して、適正な処理料金を支払うことが廃棄物の適正処理を推進する上で重要である旨、改めて周知する。	